

施設及び指定管理者の状況

1 施設

(1) 名称	和歌山県田辺漁港海岸扇ヶ浜ビーチハウス		
(2) 所在地	田辺市扇ヶ浜地内		
(3) 電話番号	0739-26-7949		
(4) ホームページ			
(5) 施設の目的	港湾区域に係る海岸を利用する県民に憩いの場を提供し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため、休憩施設、トイレ、遊具施設等を設置。また、海水浴用の施設として、更衣室、シャワー室等を提供		
(6) 根拠条例	和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例		
(7) 所管課室	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課		
(8) 施設が提供するサービス(施設・設備)	①海岸を利用する方に憩いの場の提供(健康遊具・遊歩道等) ②イベントの開催(交流広場) ③漁港施設の維持管理に関する業務		
(9) 利用料金制	未導入		
(10) 施設の料金			
	項目	金額	
		円	
		円	

2 指定管理者

(1) 名称	田辺市					
(2) 所在地	田辺市新屋敷町1					
(3) 代表者	田辺市長 真砂 充敏			(4) 電話番号	0739-26-9932	
(5) 指定管理期間	始期	R3. 4. 1	終期	R6. 3. 31	期間	3年
(6) 選定方法	非公募 (公募選定の際の応募者数) - 者					
(7) 職員配置	常勤	名	非常勤	名	合計	0名
	有資格者 名 (資格名)					
(8) 指定管理料	令和	5年度			0円	
	令和	4年度			0円	
	令和	3年度			0円	

業務及び利用の状況

1 利用状況(代表的なものを3つ)

(1) 施設の利用状況を示す指標	(2) 左の数値 ※()は前回モニタリング時の数値
ア 利用者数(田辺扇ヶ浜海水浴場)(人)	54,644 (70,762)
イ 弁慶祭(参加者数)	55,000 (55,000)
ウ 田辺花火大会(参加者数)	55,000 (55,000)

2 仕様業務の実施状況

(1) 業務名称	(2) 左の実施状況
①施設の清掃、日常的点検調整	①海水浴場開設期間中(7月及び8月)は毎日、それ以外は週3日実施
②給排水、電気設備等の運用保守	②必要に応じ実施
③浄化槽及び簡易浄化施設の維持管理	③浄化槽については、2週に1回点検実施。簡易浄化施設については、運転稼働開始、運転稼働中、運転稼働停止の3回実施
④施設及び設備の維持管理に必要な修繕。ただし、自然災害の被害等に対する大規模な修繕または老朽化に対する更新、改良のための修繕は除く	④必要に応じて実施
⑤施設の運用維持に必要な消耗品の交換、補給	⑤適時実施
⑥各施設の供用時間外における戸締まり	⑥随時実施
⑦施設利用者の安全、利便の確保向上に必要な指導、規制等の措置の実施	⑦必要に応じて実施
⑧その他ビーチハウスの運営及び維持管理に必要な業務	⑧必要に応じて実施

3 自主事業の実施状況

(1) 業務名称	(2) 左の実施状況
該当なし	

収支の状況

1 収入

(1) 費目	(2) 金額
田辺市一般会計	¥6,302,577
和歌山県指定管理者制度導入施設光熱費高騰対策支援金	¥130,303
計	¥6,432,880

2 支出

(1) 費目	(2) 金額
謝礼金	¥1,023,400
消耗品費	¥155,840
光熱水費	¥2,080,053
施設修繕料	¥323,140
保険料	¥25,523
手数料	¥100,671
委託料	¥2,722,097
原材料費	¥2,156
計	¥6,432,880

3 収支（収入-支出）

¥0

利用者アンケートの状況

1 アンケートの実施期間、方法及び有効回収数

(1) 実施期間	自	令和	5年	8月	5日
	至	令和	5年	8月	13日
(2) 実施方法				(3) 有効回収数	

2 アンケート結果

評価する主な意見	左を受けての対応等
<ul style="list-style-type: none">・海水浴場の施設が整っていて、また来たい。・海にゴミがなくてきれいで便利です。・海水がきれいで子供には最も良いと思います。・いつもとてもキレイで毎日泳ぎに来たいです。	特になし
評価しない主な意見	左を受けての対応等